

春日那珂川水道企業団水道事業公営企業会計システム導入及び運用保守業務仕様書

1. 公営企業会計システム構築について

現行の公営企業会計システムにおいて、令和7年9月末に契約満了時期を迎えるために、新システムの導入業務を実施する。

今回更新するシステムは、データセンターで提供するクラウド環境上にシステムを構築し、カスタマイズを最小限に抑えたものを前提に、事務処理の効率化による職員の業務負担軽減や適正な会計処理の推進に資するシステムを選定する。また、長期にわたる維持管理コストの抑制と安定的で正確な稼働を実現することを目的とする。

【業務の概要】

- (1) 件 名：春日那珂川水道企業団水道事業公営企業会計システム導入及び運用保守業務
- (2) 業務場所：春日那珂川水道企業団
- (3) 履行期間：①システム導入期間
契約締結日の翌日 から 令和7年9月30日まで
②システム運用保守期間
令和7年10月1日から60か月

2. 公営企業会計システム導入に関する基本仕様

公営企業会計システム導入業務委託に関する基本仕様について、以下事項のとおりとする。

- ① 令和7年4月現在の法令等を前提に、高度な専門性を必要とする地方公営企業会計制度について、精通したスタッフにより必要な支援を行うこと。
- ② 「企業会計システム」は、令和7年10月1日までに本稼働させること。
- ③ 将来の拡張性を考慮し、5年間の使用に耐え得る能力及び仕様であること。
- ④ WEB上の環境で稼働するシステムであること。
- ⑤ 全国の自治体で広く採用されており、給水人口10万人以上の水道事業体で5件以上の稼働実績のあるパッケージシステムであること。
- ⑥ 提案するシステムに関しては、提案業者が開発し、自らがサポート可能なこと。また、保守対応についても、提案業者が窓口となり、春日那珂川水道企業団（以下「企業団」という。）からの連絡の一本化が図れること。
- ⑦ 常に最新のシステムが使用でき、要望や社会情勢への対応など年1回程度のシステムバージョンアップを実施すること。
- ⑧ 「システム本稼働後の企業団が効率的に業務を遂行できること」に重点を置き、可能な限りリスクの少ない提案をするとともに、職員の通常事務に負荷のかからない方式を最大限検討すること。
- ⑨ 企業会計システム稼動前後については、職員研修や業務管理面及びシステム運用面で充実した支援体制を講じられることが可能であること。また、本稼働後のアフターサポート（予算書作成や決算書作成等）については、直接訪問するサポート支援対応ができること。
- ⑩ 経費の二重投資等を防止し、無駄のない経済的な構築を行うこと。
- ⑪ 導入時点での最新機器を導入するよう努めること。
- ⑫ クライアントPCは15台で運用することを想定し、PC及びプリンタは既設の職員PCを利用することとする。

- ⑬ サポート拠点が福岡県に設置されていること。

3. 導入業務内容の詳細

導入する公営企業会計システムは、インターネット回線を利用したクラウド型のシステムとし、企業会計における会計事務の効率化及び適正な経営を支援するシステムの導入を行うものとする。

(1) データセンター

データセンターは、収容するシステムを安定して稼働する環境が確保できるものとし、費用面、運用及び管理、障害への耐性等の観点から最も適切である内容であること。

- ① 総合行政ネットワーク ASP ファシリティサービス提供者として認定されていること。
- ② 各種認証・認定について、以下の仕様を満たすこと。
 - (ア) JIS Q 27001 又は ISO/IEC 27001 に基づく認証を取得していること。
 - (イ) 災害対策基本法指定公共機関に認定されていること。
 - (ウ) 国内法の適用を受けること(日本国内にあること)。
- ③ システムは総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービスとして登録されていること。
- ④ データセンターは総合行政ネットワーク ASP ファシリティサービスとして認定されているものであること。また、データセンター提供者は災害対策基本法指定公共機関として登録されているものであること。
- ⑤ データセンター側の回線は、総合行政ネットワーク ASP アプリケーションが快適に稼働する帯域を確保すること。
- ⑥ 災害時にも業務を継続できるよう、遠隔地へデータをバックアップする仕組みを備えていること。
- ⑦ システムのバックアップデータは、最低7日間保持し、障害に備えること。
- ⑧ 災害時にも業務を継続できるよう、遠隔地へデータをバックアップする仕組みを備えていること。
- ⑨ クライアントパソコンのOSのバージョンアップ等に対応できること。
- ⑩ サーバーに接続する台数分のクライアントアクセスライセンスを有すること。
- ⑪ その他必要な関連機器については、過不足なく選定すること。

※ クライアント PC 及びプリンタは既設のものを利用することとする。参考までに、システム利用予定のクライアント PC のスペックを以下に示す。ただし、実際に利用するクライアント PC のバージョン及びスペックは、本稼働までに変更されることがある点に留意すること。

- ・ OS : Windows11
- ・ CPU : Intel (R) Core (TM) i3~i5
- ・ HDD 又は SSD : 256GB
- ・ メモリ : 8G~16G

(2) ソフトウェア

- ① データベースソフト(貴社システムの設計に準じるもので信頼性を備えたもの)
- ② その他システムを稼働させるために必要なソフト

(クライアントにインストールする必要があるソフトウェアがある場合は、有償・無償を問わず、当該ソフトウェアを貴社にて準備してください。)

(3) パッケージシステム

下記に掲げるシステムを導入すること。

- ① 公営企業会計（予算・執行・決算・決算統計）システム
- ② 固定資産管理システム
- ③ 貯蔵品管理システム
- ④ 企業債管理システム

	名称	主な事務処理内容
1	予算編成	予算要求、予算査定の登録等
2	予算書作成	予算書の作成及び出力等
3	繰越予算	予算繰越管理
4	執行管理	調定、収納、支出負担、支出命令の出力等
4	月次管理	例月監査資料の出力等
6	決算管理	消費税の算定、決算書の作成及び出力等
7	決算統計	決算統計の作成及び出力等
8	固定資産管理	固定資産の管理、減価償却費の算定等
9	貯蔵品管理	貯蔵品の管理、入出庫の入力等
10	企業債管理	企業債の管理、公債台帳の入力等

公営企業会計システム詳細機能については、「公営企業会計システム機能要件書」（様式第8号）の機能を備えるものとする。標準機能や代替案で対応できない項目については、カスタマイズ提案を行うものとして、提案金額にその費用を含めるものとする。

（４）システム導入に関する作業

基本的な詳細仕様は、以下のとおりとする。

① システムインストール

- (ア) 公営企業会計システムのインストールを行うこと。
- (イ) 納入ソフトウェアに関するインストール・セットアップを行うこと。

② データ構築・データ移行

- (ア) 提案する公営企業会計システムが稼働するために必要なマスタ等については、企業団と協議の上、提案者がすべて作成すること。

現在運用しているシステムで蓄積された下記データを移行すること。尚、平成13年度から蓄積された下記データを含めた全データが対象となる。

- ・ 予算科目、仕訳科目マスタ情報
- ・ 予算見積要求データ
- ・ 執行データ（伝票データ）
- ・ 予算書データ・決算書データ
- ・ 集計表マスタ情報（予算書・決算書・例月監査資料）
- ・ 業者関連データ

- (イ) 企業団にて提供する固定資産データ(CSV)に基づき、固定資産台帳データを作成すること。データ作成についての疑義がある際は、都度企業団に問い合わせの上作業を進めること。

主なデータは以下のとおりとする。尚、データ作成対象はすべての償却・除却・長期前受戻入等の履歴データを対象とする。

- ・固定資産データ
- ・固定資産マスタ情報
- ・財源マスタ情報

(ウ) 貯蔵品データを移行（入力）すること。データ作成についての疑義がある際は、都度当市に問い合わせの上作業を進めること。

主なデータは以下のとおりとする。尚、データ作成対象はすべての入庫・出庫等の履歴データを対象とする。

- ・貯蔵品データ
- ・貯蔵品番マスタ情報

(エ) 企業債台帳データを移行（入力）すること。データ作成についての疑義がある際は、都度当市に問い合わせの上作業を進めること。

主なデータは以下のとおりとする。尚、データ作成対象はすべての償還・借換・利率見直し等の履歴データを対象とする。

- ・企業債データ
- ・企業債マスタ情報

(オ) 現行システムに保有している伝票データ（平成 14 年度～令和 6 年度）を移行すること。データ移行が不可能な場合は、手入力にて対応すること。

(カ) 現行システムからのデータ抽出は、現行システムの受託者が行い、現行システムから出力される CSV 形式のデータを提供する。

③ システムインテグレート

(ア) 打ち合わせ、SE 派遣、教育研修等システム導入に併せて必要な事項を実施すること。

(イ) システム操作研修については、現地対応だけでなく、オンラインや動画による研修対応も可能とすること。

④ 上記以外で公営企業会計システムが本稼働するまでに必要な作業を行うこと。

(5) システム保守

本稼働日から 60 か月の間、システムの保守を行うこと。システム保守要件は次のとおりとする。

① アプリケーション保守

(ア) 年 1 回以上のシステムバージョンアップを行うこと。

(イ) 法改正等によりシステム機能が陳腐化する場合に、未然に改修を行うこと。

(ウ) システムバージョンアップ後には、バージョンアップ内容を反映させた更新マニュアルを都度納品すること。

② サポート保守

(ア) システムの操作方法、エラーの回避方法、設定の変更方法等の企業団からの照会に対応すること。

(イ) 本稼働後、異動等に伴う新任職員に対する操作説明を実施すること。

(ウ) システム運用方法に対する相談に応じ、代替案や運用フローの提案を行うこと。また、それに伴いシステム設定の変更が必要な場合に貴社にて実施するか、企業団職員が実施できる事項であればその方法について説明を行うこと。

- (エ) 予算編成時期及び決算時期の予算書や決算書作成において、サポート担当者が訪問立会のもと作業支援を行うこと。また訪問対応だけでなく、オンラインや動画による作業支援を行えること。
- (オ) システム操作に関するヘルプデスク対応ができること。
- (カ) サポート保守は、企業団訪問も含み回数に制限なく定額にて対応すること。

(6) 納品物について

本業務の成果品は乙が作成し、次の各号に掲げるものを成果品とする。

① パッケージ関連

- | | |
|--------------------|----|
| 1) 公営企業会計システム | 一式 |
| 2) 固定資産管理システム | 一式 |
| 3) 貯蔵品管理システム | 一式 |
| 4) 企業債管理システム | 一式 |
| ② サーバDB 構築用プログラム | 一式 |
| ③ クライアント環境構築用プログラム | 一式 |
| ④ システム機能マニュアル | 一式 |
| ⑤ システム操作マニュアル | 一式 |

4. 見積依頼

委託業者決定にあたっては本仕様書に示すシステム導入業務に係る費用と、令和7年10月1日から令和12年9月30日（本稼働から60か月）までのシステム運用及び保守に係る費用を総合的に判断するため、以下の費用を見積もること。

見積書はA4版、様式は任意とする。尚、導入業務費用と使用料・保守料費用にわけて提出すること。

【導入業務費用（一括費用）】

本仕様書に記載の要件をすべて満たすシステムの構築に係る費用を提示すること。

- ① システム構築作業費・データ移行費
- ② ハードウェア・ソフトウェア購入費
- ③ カスタマイズ経費

【使用料・保守料費用（5年総額・月額費用）】

本仕様書に記載の要件をすべて満たすシステム運用・保守に係る費用（60か月総額）を提示すること。

- ① データセンター使用料（本稼働から60か月総額）
- ② システム使用料（本稼働から60か月総額）
- ③ システム保守料（本稼働から60か月総額）
- ④ ハードウェア保守料（本稼働から60か月総額）